

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
別紙1(第3条関係) （最低制限算定価格の計算） 第1 （略） （1） 建設工事の場合 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の10を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。 ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。 エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。 （2） 委託業務の場合 （略）	別紙1(第3条関係) （最低制限算定価格の計算） 第1 （略） （1） 建設工事の場合 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の10を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。 ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。 ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額とする。 エ 一般管理費に10分の7.5を乗じて得た額とする。 （2） 委託業務の場合 （略）